

空き家バンクQ&A (利用者用)

Q. 誰でも利用できるの？

A. 空き家に定住、または定期的に滞在し、朝日町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、よき地域住民として生活していただける方に限ります。

Q. 申込みはどうすればいいの？

A. 「空き家バンク利用登録申込書」および「誓約書」へ必要事項を記入し、役場へ提出してください（郵送やメールでも可能です。なお申込書等は、町ホームページからもダウンロードできます）。空き家バンク登録台帳に登録し、当該希望物件の所有者へ通知します。

Q. 物件はどこで見られる？

A. 朝日町空き家バンクへ登録された物件は、町ホームページ等で情報の公開、提供をおこなっております。なお登録に至っては、物件の情報も提供しておりますのでご相談ください。ホームページなどご覧いただけない場合はお問い合わせください。資料をお送りします。

Q. 農業をやりたい！

A. 朝日町では、農林振興課内に新規就農者受入総合窓口を設置し、農業の担い手を集中して支援しております。まずどんな農業をやりたいのか、ビジョンをはっきりさせておく必要があります。

Q. 雪はどれくらい積もるの？除雪はどこまでやってくれるの？

A. 積雪は役場付近80cm程。山間部では1.5m以上積もるところもあります。国県町道の除雪は万全ですが、家から公道までの除雪、また年に1、2回程度の屋根の雪下ろしは、利用者がおこないます。

Q. すぐに住める？

A. 物件により手直しの程度は様々です。リフォームする場合は、工事費の1/2（最大50万円）の空き家改修補助金があります。

Q. 古民家のトイレ様式が気になる…。

A. 古い民家は汲み取りが主流ですので、必要に応じてリフォームをおこなってください。なお、浄化槽設置の助成金がありますのでご相談ください。

Q. 近隣住民の受け入れが不安…。

A. 積極的にUターン・Iターン者の受け入れをおこなっております。各地区でも、転入者を「よそ者」ではなく「仲間」として受け入れようという考え方が広まってきています。また、町内55地区には、それぞれ区長さんがいらっしゃいます。転入にあつたては区長さんになんでも相談してください。

Q. なにか気をつけることは？

A. 各地区では、お祭りや草刈りなどの行事があります。積極的に参加しましょう。なお町内の各地区では、区費や班費などの支払いがあり、地区によって金額や支払い方法などが違うので、入居の前に区長さんに確認しましょう。

【朝日町空き家バンクについての問合せ】

朝日町役場 政策推進課 空き家バンク担当

〒990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 番地

TEL0237-67-2112 FAX0237-67-2117

E-mail seisaku@town.asahi.yamagata.jp